

農業委員会第14回総会議事録

1. 日 時 令和3年8月13日(金) 午前9時30分～午前10時20分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員(19人)

| | | | | | |
|-----|--------|---------|--------|-----|--------|
| 会長 | 堀田 長久 | 会長職務代理者 | 鈴木 秀 | | |
| 1番 | 田中 恒司 | 2番 | 長谷 康郎 | 4番 | 佐々木 平 |
| 5番 | 小菅 武次 | 7番 | 飯田 秀治 | 8番 | 辻 望 |
| 9番 | 加藤 三久 | 10番 | 小林 伸康 | 11番 | 大石 徹也 |
| 12番 | 平子 伸 | 13番 | 稲田 利幹 | 14番 | 上田 みね子 |
| 15番 | 近藤 啓子 | 16番 | 大野 久美子 | 17番 | 三田 久憲 |
| 18番 | 豊田 栄美子 | 19番 | 望月 広志 | | |

4. 欠席委員(0人)

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長, 小林農地GL, 森田, 田吹
農林水産課農政G 武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
貸借権）

報告事項 7 号 農地の現況に関する照会について（国税局）

報告事項 8 号 非農地証明願について（市証明）

報告事項 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項 10 号 時効取得による移転について

報告事項 11 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 12 号 買受適格証明願について（農地法 5 条届出）

報告事項 13 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 14 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 14 回総会は、委員の過半数が出

席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第11番大石徹也様、議席番号13番稲田利幹様にお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、8の39番は、譲受人は、利用農地1,423.05㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,827㎡ですが、この後ご審議いただきます第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の貸借権で4,626㎡申請されており、併せて8,876.05㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各1台ずつ所有とリースで、田植機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。臨時雇用労働力は経歴45年、25年が各1名です。通作距離は約1,100mです。必要な農作業について、年間約80日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17の34番は、譲受人は、利用農地11,731㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,974㎡で、併せて14,705㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車、乾燥機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴25年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴55年、20年が各1名です。通作時間は車で約10分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、19の40番は、譲受人は、利用農地5,466㎡を耕作されています。今回の申請地面積は485㎡で、併せて5,951㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、管理機、農用自動車を各2台、ユンボを1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴35年が1名です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の38番は、譲受人は、利用農地38,155㎡を耕作されています。今回の申請地面積は5,692㎡ですが、譲渡人と譲受人の間で以前から貸借されている土地を所有権移転するもので、合計面積に変更はありません。また、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、トラクター、コンバイン、動力噴霧器、茶刈機を各1台、農用自動車を4台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴41年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴32年が1名です。通作距離は約700mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

8の5番は、使用借人は、利用農地1,423.05㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,626㎡ですが、先ほどご審議いただきました第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の所有権で2,827㎡申請されており、併せて8,876.05㎡となり、耕作放棄地等はありません。通作距離は約1,100mです。その他の内容につきましても、先程ご審議いただきました内容と相違ありません。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

まず、1の49番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約2,300mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写し、残高証明書、融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の44番は、農業用進入路用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから西へ約1,900mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設用地に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は既設の隣地コンクリートブロック、縁石、土管を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の53番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から北東へ約1,600mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンス・小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の54番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から北東へ約1,580mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンス及び小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の27番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約480mに位置し、地区市民センターより周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の45番は、近隣建設業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約1,700mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の55番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約800mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の50番は、農業用施設用地（農業用倉庫及び資材置場用地）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は井戸水。雨水は自然浸透。周囲は小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の46番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,390mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の47番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,750mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の48番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,850mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地

全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の51番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,630mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンス及び土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上12件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

まず、1の23番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約1,580mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の24番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから東へ約1,810mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の28番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから西へ約660mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は既設道路側溝へ放流し

ます。周囲はコンクリートブロック及び土留めを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8の30番は、社会福祉施設用地、放課後等デイサービスとして転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南西へ約1,800mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、8月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、12の25番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、千代崎駅から西へ約700mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の26番は、駐車場用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、深伊沢地区市民センターから東へ約460mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の27番は、先程ご審議いただきました第3号議案農地法第5条許可申請の22の51の工事の為の進入路用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は60日間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,600mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、必要最低限の敷地であり、適正と考えています。雨水は自然浸透です。現況は農道となっており、周囲には素掘りの側溝を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、農地復元計画書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。

以上7件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題の

ないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書5ページ目13番は、一ノ宮地区で米30kgと40kgと2筆合計で米15kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第5号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

続きまして14ページ目48番は、椿地区で10,000円の金納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第5号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして1ページ目1番から3番は、加佐登地区で使用貸借です。

2ページ目4番から8番は、石薬師地区で使用貸借です。

3ページ目9番及び10番は、稲生地区です。9番は、使用貸借です。10番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。

4ページ目11番は、河曲地区で20,000円の金納です。

5ページ目12番は、一ノ宮地区で使用貸借です。

6ページ目14番は、箕田地区で米50kg相当の金納です。

7ページ目15番から17番は、玉垣地区です。15番は、農地中間管理機構を通した米35kgの物納です。16番は、農地中間管理機構を通した米50kgの物納です。17番は、米60kgの物納です。

8ページ目18番は、天名地区で使用貸借です。

9ページ目19番から21番は、合川地区です。19番は、使用貸借です。20番及び21番は、米60kgの物納です

10ページ目22番は、井田川地区で使用貸借です。

11ページ目23番から13ページ目46番は、久間田地区で10,000円の金納です。

14ページ目47番は、椿地区で茶500gの物納です。

15ページ目49番は、深伊沢地区で農地中間管理機構を通した15,000円の金納です。

16ページ目50番及び51番は、鈴峰地区で使用貸借です。

17ページ目52番及び53番は、庄内地区です。52番は、使用貸借です。53番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は、承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から13につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から13の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

議長（堀田会長）

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

辻委員

前回、小林委員から通作距離の1時間以内を調べてもらうようにということでしたが、報告してください。

事務局

法令関係や国の通知等を改めて確認いたしましたところ、通作距離によって制限するような要件は見当たりませんでした。他県の市町におきましては、独自の取り決めをしているところの中には散見されましたけれども、特にその根拠は見当たりませんでしたので、鈴鹿市におきましては、引き続き、これまでどおりの要件として判断していくという考えでございます。

辻委員

確認しますけど、鈴鹿市は、通作距離が1時間以内ということによろしいでしょうか。

事務局

概ね1時間と考えております。